

公 募

奄美産業活性化協議会では、下記の 2 業務(セミナー)を効果的かつ円滑に実施できる講師を選定するため、次のとおり企画競争について公募します。

平成 29 年 9 月 1 日

奄美産業活性化協議会
代表 朝山 毅

I. 業務について

(1)業務名と目的及び開催時期

① 「仕事力アップ IT スキルセミナー」 11 月 開催

目的:情報通信産業は、離島の不利性を克服する新たな産業として期待されており、同産業の底上げがなされつつある。本市の情報通信産業が継続的な成長を達成するために、IT の実践的知識・技術を習得した人材を育成することにより雇用の拡大を図る。

② 「IT ネットショップ販売セミナー」 12 月 開催

目的:ICT を活用した魅力ある地域の情報発信、特産品等の販売能力の高い人材及び産業連携を促進出来る人材を育成することにより雇用の拡大を図る。

※2 セミナーとも開催時間は特別な場合を除き日中とする。

(2) 企画競争に付する業務内容

厚生労働省実践型地域雇用創造事業の一部として、雇用創出を目的とした人材育成のためのセミナーの講師業務。業務内容は次のとおりである。

① 各セミナーの講師

② 日次報告書の作成

(3) 受講者数

1 研修あたり 12 名から 20 名程度

(4) 講座実施回数

1 研修あたり 3 時間×10 日

(5) 履行期限

講師締結の日から講義終了日まで。

(6) 謝金(基準額)

1 研修 1 日あたり 講 師 : 30,000 円 (消費税別)

1 研修 1 日あたり 補助講師 : 20,000 円 (消費税別)

※講師については 1 研修あたり 1 名

※補助講師については、2 人まで講師から申請できるものとする。

II. 企画競争に参加する者に必要な資格及び要件

次に掲げる要件をすべて満たしている者。

- (1) 所属する事業所が奄美市内に事業所を有しており、満20歳以上で奄美市に住所があること。
- (2) 所属する事業所と被推薦者が国税及び地方税を滞納していないこと。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）ではないこと。

III. 質問について

(1) 質疑及び回答

① 質疑の方法

質問書をファックス又は電子メールにより提出してください。なお、未着などを防ぐため、提出後に到着確認の連絡をお願いします。

③ 質問書の受付 平成29年9月1日（金曜日）から9月15日（金曜日）

④ 質疑への回答 平成29年9月22日（金曜日）までに、ファックスまたは電子メールで回答します。

(2) 提出書類

① 推薦調書（自薦、他薦は問わない）

② 職務経歴書

③ 企画提案書 1部

・A4タテ片面印刷クリップ留め（ホチキス留めはしないこと）

④ テキスト等の見積書 1部

⑤ 添付書類

・登記簿謄本の写し（現在事項全部証明書）または該当書類 1部

・市税の納税証明書 1部（被推薦者）

・市税の納税証明書 1部（事業所）

・財務諸表（直前決算期の貸借対照表、損益計算書等） 1部

※証明書類は3ヶ月以内に発行されたものを提出すること。

(3) 応募関連書類提出期限

平成29年9月22日（金） 17時 まで

(4) 応募関連書類提出先

III.(1) - ②に同じ

(5) 応募方法

事務局へ直接持参もしくは郵送とします。郵送の場合は、簡易書留等記録の残る方法としてください。

(6) 提出にあたっての注意事項

① 提出された応募書類は変更や取り消しを行うことはできない。また、返却はしない。ただし、応募者に無断で使用することはない。

② 虚偽の記載や提出書類に不備があった場合は無効とする。

③ 応募者に要求される資格を満たさない者が提出した応募書類は無効とする。

④ 応募書類の作成及び提出に係る費用は応募者の負担とする。

IV. 選定方法

(1) 選定方法

企画審査会において、総合的に審査を行い、本業務の契約予定者（以下「契約予定者」という。）を選考・決定します。また、契約予定者の選考・決定にあたり、提案者からのプレゼンテーションを実施していただきます。

(2) 審査結果の通知

企画審査会終了後、全応募者に対して文書で通知します。なお、電話等による問い合わせ、審査結果に関する問い合わせ及び異議の申し立てについては受け付けないこととします。

(3) 選定基準

提案内容(研修計画・実施体制等)の的確性があること。
事業予算内で実現可能な内容である事。
その他奄美産業活性化協議会が別に定める基準。